



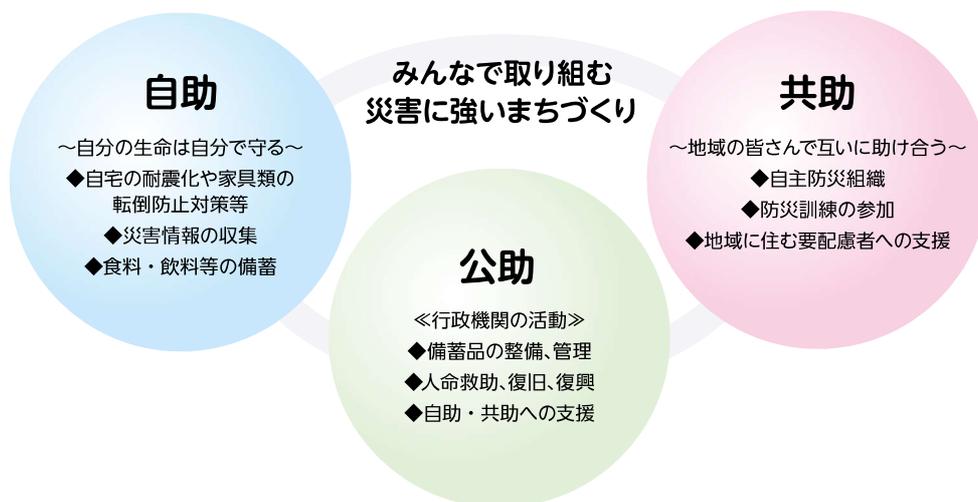
はじめに

地域の防災力を高める 自助・共助・公助

地震や洪水、台風等の自然災害による被害を最小限に抑えるためには、自分の生命は自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」、行政の救助・支援「公助」の取り組みが必要です。

大規模災害時では、公助の機能に限界がありますので、「自助・共助・公助」が連携することにより、住民と行政が一体となって地域防災力を高めることが重要となります。

いざという時に備え、自分の住むまちの災害による危険性を知り、適切な行動ができるよう日常的に防災を意識しましょう。



家族みんなで防災会議

災害は家族が一緒にいるときに起こるとは限りません。いざというときに慌てず行動できるよう、本書を活用いただき、ご家族で普段から話し合っておきましょう。

<input type="checkbox"/> 家の中で一番安全な場所
<input type="checkbox"/> 家族一人ひとりの役割分担 ・安否確認、非常持出品・備蓄品のチェック、避難経路の確保、隣近所への連絡など
<input type="checkbox"/> 避難場所、避難経路 ・自宅と避難場所を確認し、マップに描き入れましょう ・避難経路を実際に歩いて確認しましょう
<input type="checkbox"/> 自宅付近の災害リスク、危険個所の確認
<input type="checkbox"/> 災害が起こった時の身の守り方
<input type="checkbox"/> 家族が離ればなれでいたときの連絡手段、集合場所
<input type="checkbox"/> 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など）のサポートと避難方法



発行：川俣町〔問い合わせ：総務課 消防交通係 TEL024-566-2111(代)〕
作成：令和5年3月
制作・著作：株式会社ゼンリン福島サービスセンター

詳細図：「この地図の作成に当たっては、川俣町長の承認を得て、同町発行の1/2,500都市計画全図全21図、1/10,000都市計画全図1図を使用した。(承認番号 川俣町指令建第9号)」

「この地図は、福島県の測量成果を使用したものである。(令和2年1月14日付け元森第2943号にて承認)」

！「避難」って何をすればいい？

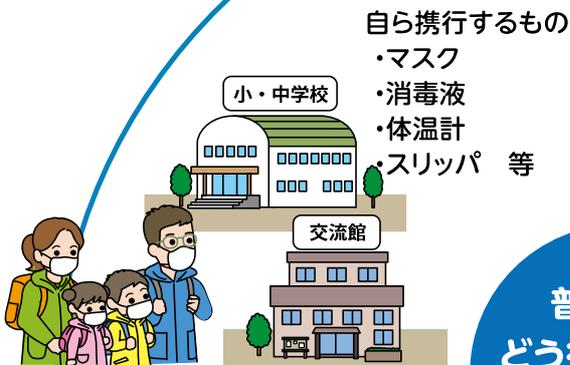


ひなん
「避難」って
何をすれば
いいの？

町が開設した指定避難所に行く
ことだけが避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所 への立退き避難



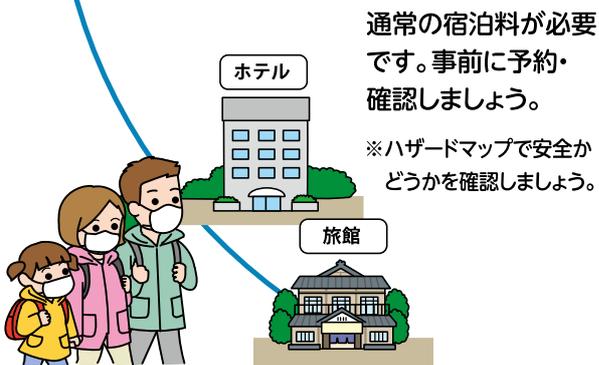
安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。
※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

安全なホテル・旅館 への立退き避難



屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅においても大丈夫かを
確認することが必要です。

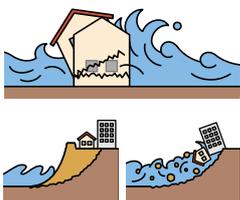
想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

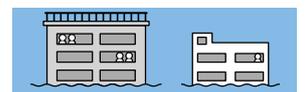
地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

避難行動ガイド①

警戒レベルについて 警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

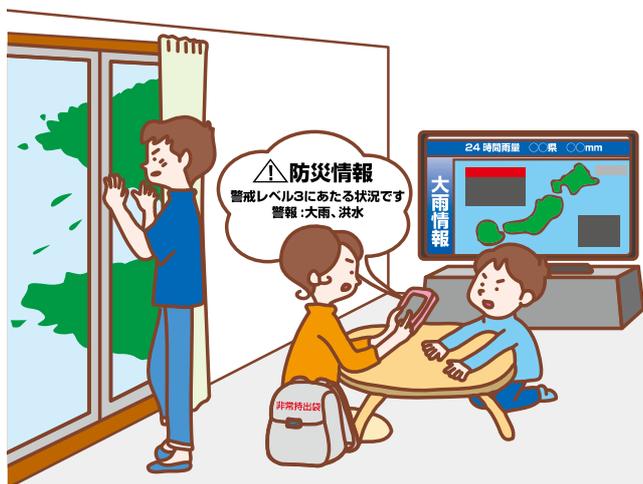
避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保! ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。 ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません! ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。	緊急安全確保	5 相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ < 警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	<b>危険な場所から全員避難</b> ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。	避難指示	4 相当 氾濫危険情報	土砂災害 警戒情報
3	災害の おそれあり	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。 ・さらに、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。	高齢者等避難	3 相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水 注意報	2 相当 氾濫注意情報	———
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当 ———	———

※市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

避難指示等が発令されたら速やかに避難行動をとる必要がありますが、突発的な災害では、発令が間に合わないこともあります。避難指示等が発令されていなくても、警戒レベルに相当する気象情報を認識し、危険を感じたら早めに避難行動をとってください。大切なことは「自分で判断する」ということです。

**警戒レベル5**はすでに災害が発生・切迫している状況です。また、必ず発令されるものではありません。

**警戒レベル3 高齢者等避難**や  
**警戒レベル4 避難指示**で、  
地域の皆さんで声をかけあって、  
安全・確実に避難しましょう。



(ページ内の図表は内閣府・気象庁ホームページより抜粋、編集)

# 避難行動ガイド②

## 避難行動に関する行政発令の避難情報の種類と、住民の皆さまの対応

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「**自主避難**」をお願いします。

区分	立退き避難など住民の皆さまの行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。</li> <li>・立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。</li> <li>・<b>要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。</b></li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。</li> <li>・立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>・町が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>

※**「自主避難」**とは、避難指示などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いていたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入力しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(**自主避難**)することが命を守ることとなります。

## 自主防災組織

### 自主防災組織の活動内容

自主防災組織とは、自治会などの単位で結成されるもので、地域のみなさんが自主的に連携して防災活動を行う団体のことをいいます。災害による被害を最小限におさめるためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方が重要となります。

#### 平常時

災害に備えるために、日頃から地域のみなさんに、防災知識・防災活動の必要性を理解してもらう活動を行います。

#### ■地域内の安全点検

地域内の危険箇所や問題点を確認し改善します。

#### ■防災知識の普及と啓発

地域住民に防災知識を広め、関心を持ってもらいます。

#### ■防災訓練

災害に備え、消防署などの指導のもと訓練を行います。



#### 災害時

人命を守り被害の拡大を防ぐために、地域のみなさんが協力して、火災の初期消火や負傷者等の救出・救護などを行います。

#### ■初期消火

近隣の人と初期消火活動を行います。

#### ■救出・救助

負傷者などの救出・救助や、応急手当を行います。

#### ■避難誘導

避難経路の安全を確認し、住民を避難場所へ誘導します。

#### ■情報の収集と伝達

防災関係機関と連絡を取り、情報を住民に伝達します。

#### ■避難所の管理と運営

避難所を立ちあげ、運営に協力します。



### 要配慮者への協力

高齢者・乳幼児・傷病者・外国人の方々は、災害時の避難行動や言葉の理解などで大きなハンデを負うこととなります。地域のみなさんは日頃からコミュニケーションをとりあって、災害時には相手に適した誘導方法で早めの避難ができるように協力しましょう。

#### ■高齢者・乳幼児・傷病者・外国人の方には

高齢者や乳幼児は、手をつなぐ、背負うなどよりしっかり援護します。傷病者には複数の人で対応しましょう。

急を要するときは、ひも等を使って背負い、安全な場所へ避難しましょう。

外国人の方で言葉が通じない場合には、身振りを交えて誘導します。



#### ■車椅子を利用する人には

車椅子を利用する人の場合は、必ず3人で協力し、階段を上がるときには前向きに、下がる時は後ろ向きにして、恐怖感を与えないように配慮しましょう。



#### ■目の不自由な人には

まず、「お手伝いしましょうか」などの声をかけましょう。話しかける相手の声が頼りなので、話すときは、はっきりゆっくり、大きな声で話し、誘導するときは、杖をもっていないほうのひじのあたりを軽く触れるか、腕をかして、半歩前くらいをゆっくり歩きましょう。



#### ■耳の不自由なひとには

話すときは、近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かしましょう。

口頭でわからないようであれば、紙とペンで筆談しましょう。

紙やペンがなければ、相手の手のひらに字を書いて筆談しましょう。



# マイ避難シート

災害から安全に避難するため、下記の記入例を参考に、次ページに記入しましょう

「マイ避難シート」は、一人一人の家族構成や、自宅や職場の洪水リスクに合わせて、どのような避難行動が必要か、どのタイミングでどこへ避難するのが適切なのかを事前に考え、家族で共有しておく避難計画です。水害の危険から安全に避難するために、家庭や職場で確認しながら、作ってみましょう。

## 【記入例】



自宅の災害の危険性を防災マップで確認

### 土砂災害の危険性

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域

なし

### 浸水の危険性

ある

なし

	今後気象状況悪化のおそれ	気象状況悪化	災害のおそれあり	災害のおそれ高い	災害発生または切迫
警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報	早期注意情報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
行動「誰が」「何をするか」	(父) テレビの天気予報を注意 (父) 家族全員の今後の予定を確認 (母) 防災グッズの準備 (母) 1週間分の薬を病院に受け取りに行く (私) テレビ、インターネット等で雨や川の様子に注意 (父) ハザードマップで避難場所、避難手段を確認 など	(祖父母) ○○保健センターに、ヘルパーさんと車で避難する。(15分)  (私) 川の水位をインターネットで確認 テレビで洪水予報の確認 など	(私、父、母) ○○高校体育館に徒歩で避難する。(20分) など	「命を守る行動を」	

※避難行動については「誰が」「どこに」「誰と」「どのように」避難するかを記入しましょう。

# ～自分にあった避難行動を考え記入しよう～



自宅の災害の危険性を  
防災マップで確認

## 土砂災害の危険性

土砂災害警戒区域    土砂災害特別警戒区域    なし

## 浸水の危険性

ある    なし

	今後気象状況 悪化のおそれ	気象状況 悪化	災害のおそれあり	災害のおそれ高い	災害発生 または 切迫
警戒 レベル	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>
避難 情報	早期 注意情報 (気象庁)	大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁)	高齢者等避難 	避難指示 	緊急 安全 確保
行動 「誰が」・ 「何を するか」					「命 を守る 行動を」

### 家族や大切な人の連絡先

名前	電話番号	名前	電話番号

### 避難先になりえる知人・親戚の連絡先

名前	電話番号

※福島県作成「ふくしま避難ノート」の内容を再構成



# 風水害対策

大雨や強風は、わたしたちに何度も大きな災害をもたらしています。ふだんから気象情報に十分注意し、避難の際もみんなで協力しましょう。

まずは、  
確実な情報が大事  
その次に迅速な対応



## 大雨情報をキャッチ!こんなときのわが家の安全対策

### 大雨注意報・警報の 発表基準

### 大雨注意報

大雨によって災害が起こる  
おそれがあると予測される場合

### 大雨警報

大雨によって重大な災害が起こる  
おそれがあると予測される場合

## 雨の強さと降り方

(1時間雨量:mm)

10以上~20未満	20以上~30未満	30以上~50未満	50以上~80未満	80以上~
やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
雨の音で話し声がよく聞き取れない。	ワイパーを速くしても見づら。側溝や下水、小さな川があふれる。	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要	マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。	雨による大規模な災害の発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要

## 風の強さと吹き方

(平均風速:m/秒)

10以上~15未満	15以上~20未満	20以上~30未満	30以上~
やや強い風	強い風	非常に強い風	猛烈な風
風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	風に向かって歩けない。転倒する人もいる。	何かにつかまっていないと立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	立ってられない。屋外での行動は危険。樹木が根こそぎ倒れはじめる。

## 竜巻から身を守る

### 竜巻の発生・接近を確認した時の退避行動

#### 屋内の退避行動



雨戸、窓、カーテンを閉める。  
窓からはなれる。

#### 屋外の退避行動



屋内に退避する。  
—大雨や雷に遭う可能性も高いので、早めに退避!  
—一人が集まる屋外行事、テントの使用、高所・クレーン・足場等での作業をしている場合は、早めに避難!

出典：気象庁リーフレット「竜巻から身を守る!~自ら身を守るために~」  
(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tatsumaki201408/index.html>)  
を一部抜粋して作成しています。

## 集中豪雨

集中豪雨は、限られた地域に、突発的に短時間に集中して降る豪雨で、梅雨の終わりごろによく発生します。発生の予測は困難で、中小河川の氾濫、土砂崩れ、がけ崩れなどによる大きな被害をもたらすことがありますので、気象情報に十分注意し、万全の対策をとることが必要です。

- テレビ・ラジオなどの気象情報に注意する。
- 早く帰宅し、家族と連絡を取り、非常時に備える。
- 町や防災関係機関の広報をよく聞いておく。
- 飲料水や食料を数日分確保しておく。
- 停電に備え懐中電灯や携帯ラジオを用意する。
- 浸水に備えて家財道具は高い場所へ移動する。
- 非常時持出品を準備しておく。
- 危険な地域では、いつでも避難できるよう準備をする。

つねに気象情報には、  
注意して  
おきましょう!



### 地下道(アンダーパス)に注意!

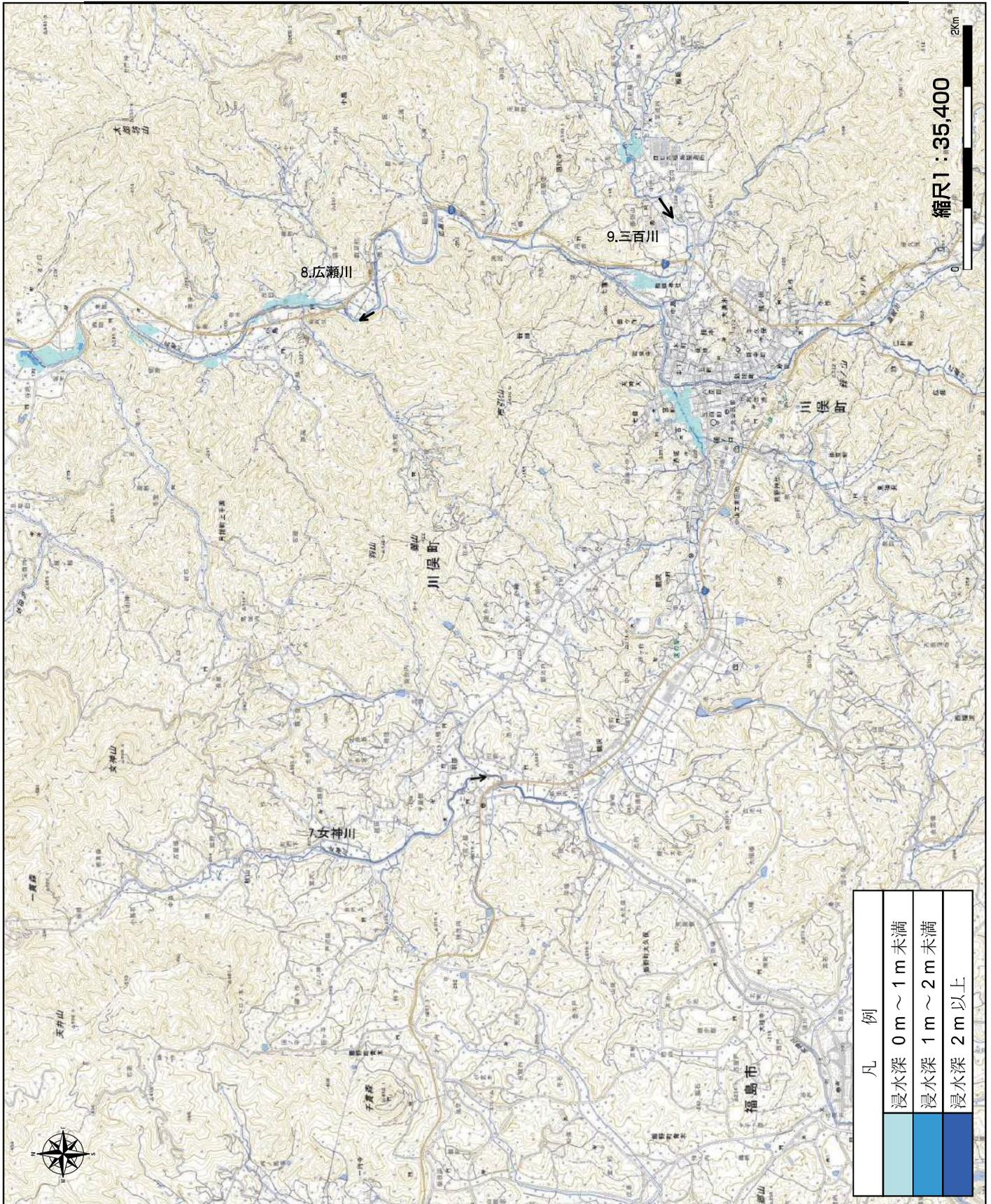
アンダーパスとは、川俣町に該当する場所はありませんが、道路や鉄道など立体交差する場合、その下を通る地下道をいいます。大雨・洪水などにより、アンダーパスの道路は真っ先に浸水してしまいます(普通車の場合、約30cmの浸水で走行が困難)。アンダーパスのある場所では、無理せずに迂回しましょう。



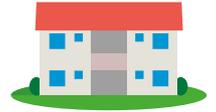
# 令和元年東日本台風

令和元年東日本台風（台風19号）で、もっとも人的被害が大きかったのは福島県でした。川俣町におきましても浸水被害があったエリアについて地図で示しております。近くにお住まいの方々は十分気を付け防災に努めましょう。

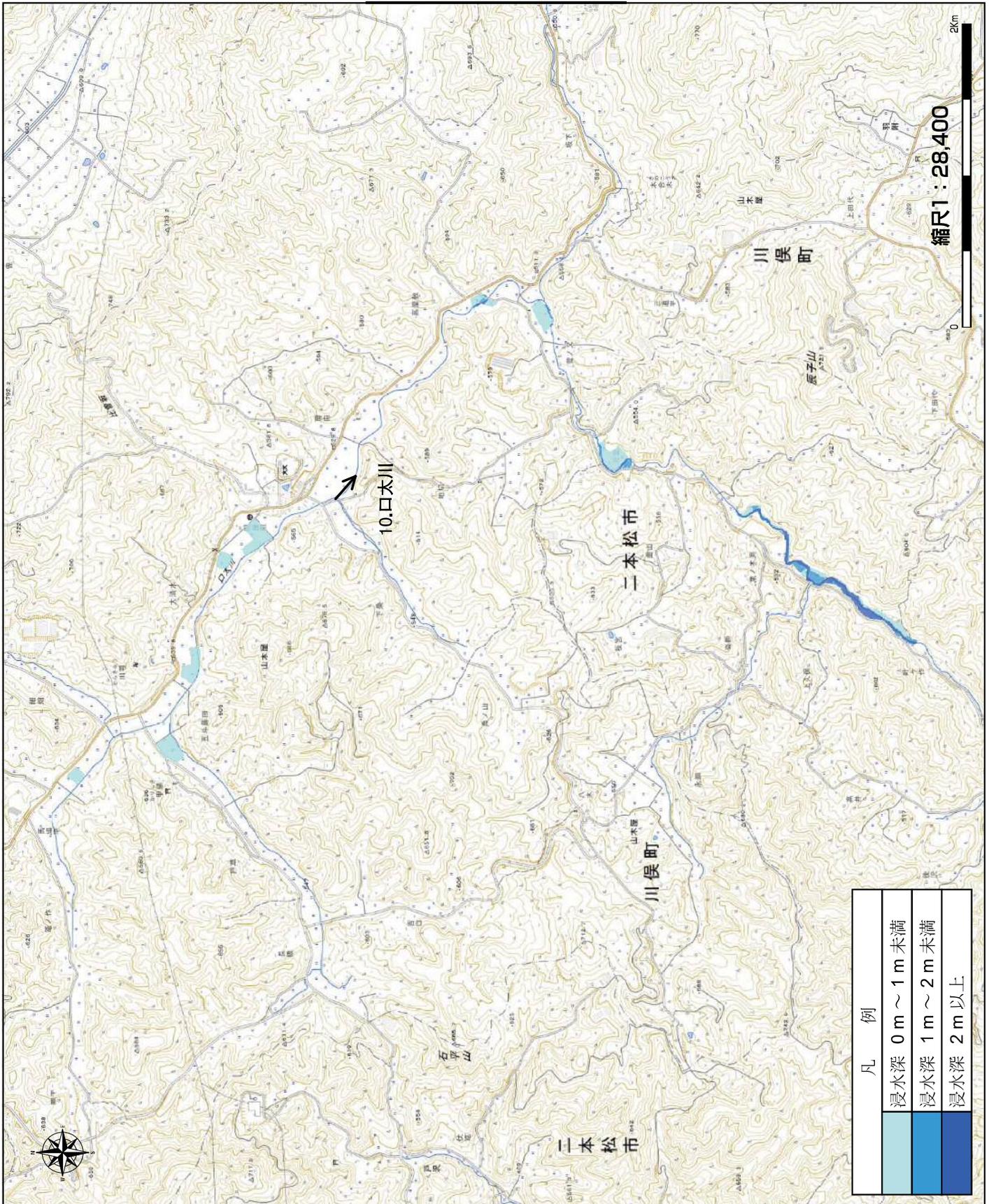
## 福田・鶴沢・小神・小島・飯坂・川俣地区



# (台風19号) 浸水区域図



## 山木屋地区



# 特別警報をご存じですか？

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする警報です。普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

## 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	暴風が吹くと予想される場合	
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の”数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

## 地震警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)

### 特別警報が発表されたら

- ・尋常でない大雨や暴風等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

## 命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



テレビ・ラジオ



インターネット・気象庁ホームページ



防災放送・広報車

- ・「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- ・これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
- ・普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

※気象庁HPより一部を抜粋して掲載

「特別警報」については、気象庁HPに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

気象庁

〒105-8431  
東京都港区虎ノ門3-6-9  
代表電話番号：03(6758)3900  
気象庁ホームページ：<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>





# 土砂災害情報

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、ふだんと異なる状況「土砂災害の前兆」に気付いた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難してください。日ごろから危険箇所、避難場所、避難経路を確認しておくことも重要です。

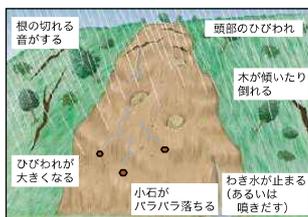
## 土砂災害の種類

### がけ崩れ

斜面の地表に近い部分が雨水の浸透などで緩み、急に崩れ落ちる土砂災害です。崩れ始めてから崩れ落ちるまでの時間が短く、人家の近くで発生すると逃げ遅れて犠牲になる人が多い災害です。

前兆現象を見聞きしたら  
要注意!

- 小石が斜面から落下する。
- 斜面にひび割れができる。
- 斜面から湧き水が出てくる。 など

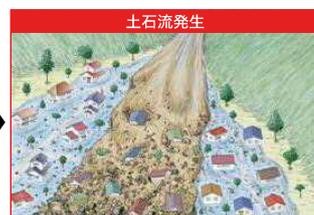


### 土石流

山腹や川底の石や土砂などが、長雨や集中豪雨によって一気に下流へ押し流される土砂災害です。時速 20~40km という速度で進むため、あっという間に人家や田畑をのみ込んで破壊します。

前兆現象を見聞きしたら  
要注意!

- 山鳴りがする。
- 川が濁り、流木がまざり始める。
- 腐った土のにおいがする。 など



### 地すべり

斜面の一部あるいは全部が、雨水が浸透した地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する土砂災害です。移動する土砂の量が多いため、広範囲に大きな被害をもたらします。

前兆現象を見聞きしたら  
要注意!

- 地面にひび割れや段差ができる。
- 井戸や沢の水が濁る。
- 地面が振動する。 など



※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

## 土砂災害警戒情報とは



土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、対象となる地域を特定して警戒を呼びかける情報です。

町が避難指示などを発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表します。土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、この情報が出たら、特に注意が必要です。



## 危険箇所内の重要性の高い箇所について

土砂災害防止法に基づき、福島県が計画的に基礎調査を実施し、危険箇所内の重要性の高い箇所について、「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」の指定及び見直しが行われています。

### 土砂災害警戒区域 (通称:イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域です。

### 土砂災害特別警戒区域 (通称:レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうちで、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。この区域内では、特定の開発行為に対する許可制や、居室を有する建築物の構造規制等が行われます。



# 地震対策について

## 地震発生時の時間経過別行動マニュアル

### 地震発生

**！とにかく自分の身を守ろう！**

#### 地震だ！ まず身の安全

大きな揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたら、姿勢を低くし、頭を守り、揺れがおさまるまで待ちましょう。



2~5分

**！しっかり火の始末で、火災防止！**

#### 大揺れがおさまった

台所やストーブなど火の始末をしましょう。避難の時は、電気のブレーカーを下ろし、ガスの元栓を閉めましょう。



5~10分

**！わが家の安全確認、確保！**

#### 火の始末のあと

家族の身の安全を確認、確保し、災害情報、避難情報を入手しましょう。また、避難可能な出口も確保しましょう。



10分~半日

**！隣近所の安否確認、助け合い！**

#### 外に出たあと

家の家具の下敷きになった人の救出や、消火活動を隣近所で協力して行いましょう。



半日~3日

**！2,3日は自分でしのぐ！**

#### 避難後、数日間

地震発生後の数日間は、水、食料に加え、電気などの供給が途絶えます。この間、日頃から、生活必需品(非常用品)を準備し、自分でしのげるようにしておきましょう。

## 屋内にいた場合

### 家の中

- 揺れを感じたら、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所へ避難する。
- 揺れがおさまったら火の確認はすみやかに(コンセントやガスの元栓の処置も忘れずに)。
- 乳幼児や病人、高齢者など要支援者の安全を確保する。
- 裸足で歩き回らない(ガラスの破片などでケガをする)。

### 商店・スーパー

- カバンなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。柱や壁ぎわに身を寄せ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動をとる。

### 集合住宅

- ドアや窓を開けて避難口を確保する。
- 炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する。



## 屋外にいた場合

### 路上

- その場に立ち止まらず、窓ガラス、看板などの落下物から頭をカバンなどで保護して、空き地や公園などの安全な場所に避難する。
- 近くに空き地などが無いときは、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた安全性の高い場所へ移動する。
- ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- 倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。



### 車を運転中

- ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両等の通行スペースを確保し、道路の左側に止め、エンジンを切る。
- 揺れがおさまるまで冷静に周囲の状況を確認して、カーラジオで情報を収集する。
- 避難が必要な時は、キーはつけたまま、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する。



### 公共交通などの車内

- つり革や手すりに両手でしっかりつかまる。
- 途中で止まっても、非常コックを開けて勝手に車外に出たり、窓から飛び降りたりしない。
- 乗務員の指示に従って落ち着いた行動をとる。

# 火災対策について

## 初期消火の3原則

1人で消せるだろうと考えず、隣近所に火事を知らせ、すみやかに119番通報を。初期消火で火事を消せなかったら、すばやく避難しましょう。

### 1 早く知らせる

- 「火事だ」と大声を出し、隣近所に援助を求める。声が出なければやかんなどを叩き、異変を知らせる。
- 小さな火でも119番に通報する。当事者は消火に当たり、近くの人に通報を頼む。

### 2 早く消火する

- 出火から3分以内が消火できる限度。
- 水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火を叩く、毛布で覆うなど手近のものを活用する。



### ◆火元別初期消火のコツ

#### 油なべ

あわてて水をかけるのは厳禁。消火器がなければ濡らした大きめのタオルやシーツを手前からかけ、空気を遮断して消火する。

#### 石油ストーブ

真上から一気に水をかけて消火(斜めにかけると石油が飛び散って危険)。石油が流れてひろがっていくようなら毛布などで覆い、その上から水をかけて消火する。

#### 衣類

着衣に火がついたら転げまわって消すのも方法。髪の毛の場合なら衣類(化繊は避ける)やタオルなどを頭からかぶる。

#### 風呂場

風呂場からの出火に気づいても、いきなり戸を開けるのは禁物。空気が室内に供給されて火勢が強まる危険がある。ガスの元栓を締め、徐々に戸を開けて一気に消火する。

#### 電気製品

いきなり水をかけると感電の危険が。まずコードをコンセントから抜いて(できればブレーカーも切る)消火する。

#### カーテン・ふすま

カーテンやふすまなどの立ち上がり面に火が燃え広がったら、もう余裕はない。引きちぎり蹴り倒して火元を天井から遠ざけた上で消火する。

### 3 早く逃げる

- 天井に火が燃え移った場合は、消火の限界。速やかに避難する。
- 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を絶つ。
- 一酸化炭素などの有毒ガスを含んだ煙を吸い込まないように低い姿勢でマスク・タオル等で口をふさいで逃げる。



## 消火器の使い方

粉末・強化液消火器の場合



### ◆消火器のかまえ方

- 風上に回り風上から消す。火災にはまともに正面から立ち向かわないように。
- やや腰を落して姿勢をなるべく低く。熱や煙を避けるように構える。
- 燃え上がる炎や煙にまどわされずに燃えているものにノズルを向け、火の根元を掃くように左右に振る。



## ◆火災予防が一番!!

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

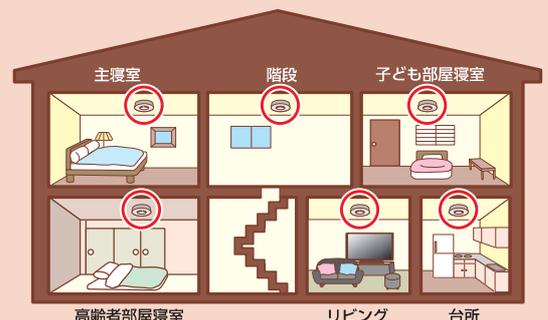
火災による死傷者を無くすためにも設置しましょう。

住宅用火災警報器は、「煙式」と「熱式」の2種類があります。火災発生時、まず最初に発生するのは「煙」です。ある程度部屋の温度が上がらなると鳴らない熱式よりも、煙が発生した時点でなる煙式のほうがいち早く火災の発生を知ることができます。このことから、寝室にも台所にも煙式を推奨しています。

### 住宅用火災警報器の設置場所

- 寝室…すべての寝室(子ども部屋や高齢者の部屋など就寝に使われている場合は対象となります)への設置が必要です。
- 階段…寝室のある部屋の階段の天井などへの設置が必要です。
- 台所…台所、リビングへの設置もお勧めします(任意設置)。

注意：種類によって異なりますが、住宅用火災警報器の交換時期は、おおむね10年です。早めの交換をお願いします。



# ！ため池ハザードマップについて

## ため池とは？

ため池は、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。農業用水としてだけでなく、防火用水など地域用水としても活用されています。

川俣町では、町内の大規模な農業用ため池が決壊した際に備え、「ため池ハザードマップ」を作成しています。ハザードマップを作成する防災重点ため池は町内に12か所あり、完成した「ため池ハザードマップ」は、ホームページで公開しております。

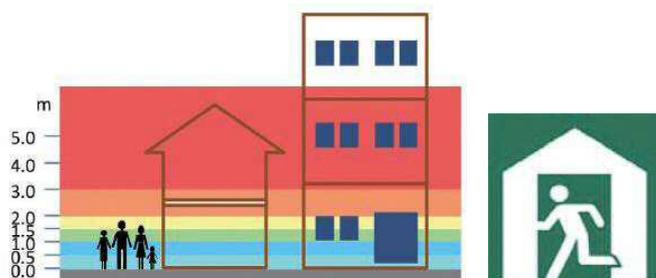


ホームページ

ため池ハザードマップとは、農業用ため池が大規模震災や集中豪雨などの想定を超えた自然災害により、農業用ため池の堤体(土手)が決壊した場合を想定して、

- ・浸水する区域
- ・浸水の深さ
- ・水の到達時間
- ・指定避難所

などを示したものです。



このため池ハザードマップは、万が一、ため池が決壊した場合の、地域のみなさんの避難行動に役立つことを目的に作成しています。

いざという時の避難のためにご確認いただき、地域の防災活動や日頃からの備えにご活用下さい。

※このハザードマップは、あくまでも一定の条件下における想定において地図上での簡易解析をもとに作成したものであり、必ずしも図面の範囲が浸水すると確定しているものではありません。

## ！こんな時は要注意!! 「大雨のとき」「大地震のとき」

大雨や大規模な地震の発生などにより、ため池の被害が予想されますので注意しましょう。

### 豪雨によるため池の被害メカニズム

#### ■すべり破壊

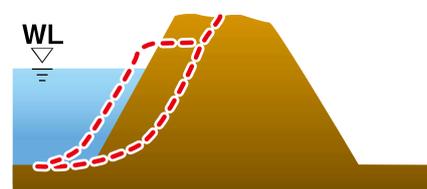
貯留した水と降雨が堤体の中に浸透して、堤体内部の水分量が増加し、堤体の方面部の強度が低下することによって、方面部ですべりが発生し破壊する場合があります。



### 地震によるため池の被害メカニズム

#### ■斜面すべり

地震等により堤体の法面にすべりが発生する場合があります。



# ！防災重点ため池一覧

詳細図には、下記の防災重点ため池が決壊した時に、浸水と思われるエリアを黒点線で囲んでおります。

詳しい情報は、川俣町ホームページでご確認下さい。

番号	ため池名	地区名	掲載頁
①	沼ノ平池	秋山地区	P31
②	蟹ノ越池	羽田地区	P31
③	二斗蒔池	羽田地区	P31
④	堺田池	鶴沢地区	P36
⑤	大原池	鶴沢地区	P36
⑥	松沢上ため池	鶴沢地区	P35
⑦	松沢下ため池	鶴沢地区	P35
⑧	道合内上池	小神地区	P32
⑨	道合内下池	小神地区	P32
⑩	笠松池	小神地区	P32
⑪	吉池	小神地区	P32
⑫	追戸池	小神地区	P32

## ハザードマップ作成の目的

ため池ハザードマップは、万が一の事態でため池が決壊した場合、最大でどの程度の浸水範囲となるかを知るために最悪の状況を想定した浸水予測を行いました。

住民のみなさんがハザードマップを通じて、想定される災害を事前に知り、自らの避難を考え、地域の防災力向上につながることを目的にしています。



## いざという時には

- 避難は可能な限り浸水がはじまる前に
- 動きやすい服装で、持ち出し品は最小限に
- 必ず徒歩で！足下に注意して避難
- ため池近隣にお住まいの方は、速やかに高台へ避難
- ため池から離れた場所にお住まいの方は、建物の2階などに避難し、水が引いたら指定の避難所へ避難



## 住民行動

ため池の異常に  
気がいたら  
すぐに連絡・通報!

川俣町  
(農林振興課 024-566-2111)

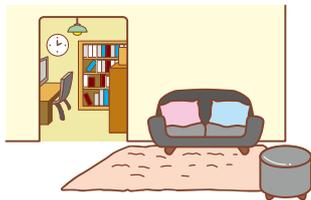
# わが家の防災対策

## 家の中の安全対策

● 事前に準備出来ているか、チェックしましょう。

### ！ 家の中に逃げ場としての安全な空間をつくる

部屋がいくつもある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換える。



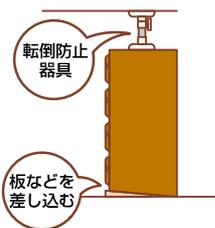
### ！ 寝室、子どもやお年寄りのいる部屋にはできるだけ家具を置かない

就寝中に地震に襲われると家具が倒れるおそれがあり危険。やむをえず置く場合は、なるべく背の低い家具にするとともに、寝ている場所に倒れないよう、また出入口をふさがないよう、向きや配置を工夫する。



### ！ 家具の転倒を防ぐ

家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱によりかかるように固定する。また、金具や固定器具を使って転倒防止策を万全に。



### ！ 安全に避難するため、出入口や通路にものを置かない

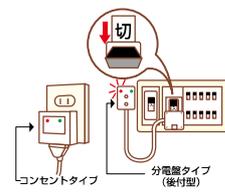
玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすいものを置かない。また、玄関にいろいろものを置くと、いざというときに、出入口をふさいでしまうことも。



### ！ 電気火災発生の防止

地震による火災の原因の多くは電気が関連。電気ストーブや電気コンロの転倒や、停電復旧時の通電火災（破損した電気コードのショートによる出火など）がある。

電気火災を防ぐためには、感震ブレーカーの設置が有効。



### ！ 手の届くところに防災品を備える

夜間就寝時、停電になると周囲の確認ができず危険。

地震の場合はガラスが散乱したり、部屋に閉じ込められることもある。普段寝る場所から手の届くところに懐中電灯やスリッパ、ホイッスルを。

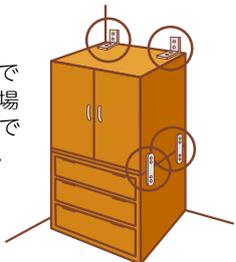


## 家具の転倒、落下を防ぐポイント

● 事前に準備出来ているか、チェックしましょう。

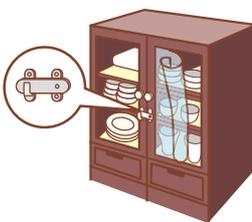
### タンス・本棚

L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合はつなぎ目を金具でしっかり連結しておく。



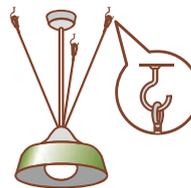
### 食器棚

L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下の方に置く。扉が開かないように止め金具をつける。



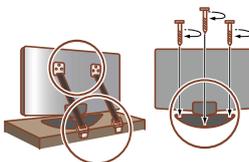
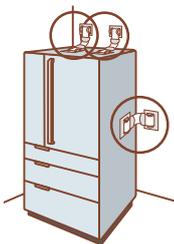
### 照明

チェーンと金具を使って数箇所止める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておく。



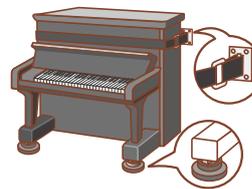
### 冷蔵庫

所定の取り付け場所（運搬用取っ手など）を転倒防止ベルトで壁や柱に固定する。



### テレビ

テレビ台とテレビを直接固定するのが有効。脚などに専用の取り付け箇所がある場合はボルト等で取り付け、そうでないものは転倒防止ベルトなどで固定する。



### ピアノ

本体にナイロンテープなどを巻きつけ、取りつけた金具などで固定する。脚には、すべり止めをつける。

## 住宅の浸水被害を防ぐには

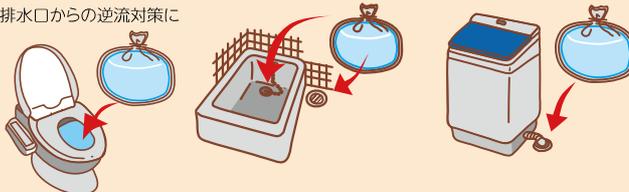
浸水深が小さいときは、家庭にあるものを使って、水の侵入口となるところを塞ぐことで水の侵入を減少させることができます。トイレなどの逆流防止にも有効です。※実施の際には避難の妨げにならないように気を付けてください。

### 「水のう」の作り方

40L程度のゴミ袋を二重にして半分程度の水を入れる  
空気を抜いて口をしぼる



排水口からの逆流対策に



# ① 備蓄品および非常時持ち出し品

避難するときに最初に持ち出すのが「非常時持ち出し品」。  
 災害直後から混乱が収まるまでの数日間、自給自足するための物資が「備蓄品」です。  
 以下は一例です。とくに非常時持ち出し品は、持って逃げられる量にしましょう。(男性15kg 女性10kgが目安)

## 非常時持ち出し品 ●事前に準備出来ているか、チェック☑しましょう。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>貴重品</b><br><input type="checkbox"/> 現金 ※公衆電話用に硬貨も<br><input type="checkbox"/> 印鑑<br><input type="checkbox"/> 家や車の予備鍵<br><input type="checkbox"/> 証書類のコピー<br>(健康保険証、免許証、通帳、<br>保険証書、権利書など)                                                                                                                                                              | <b>情報収集用品</b><br><input type="checkbox"/> 携帯ラジオ ※予備電池も<br><input type="checkbox"/> 携帯電話(スマートフォン)の充電器<br><input type="checkbox"/> モバイルバッテリー ※ライト付きが便利<br><input type="checkbox"/> 筆記用具 | <b>非常飲食品など</b><br><input type="checkbox"/> 非常食<br>※軽く高カロリーのもの<br><input type="checkbox"/> 飲料水<br><input type="checkbox"/> 給水袋<br><input type="checkbox"/> 万能ナイフ | <b>衛生用品</b><br><input type="checkbox"/> 救急セット<br>※常備薬も<br><input type="checkbox"/> タオル<br><input type="checkbox"/> マスク<br><input type="checkbox"/> 消毒液<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> トイレトペーパー<br><input type="checkbox"/> ウェットティッシュ<br><input type="checkbox"/> ビニール袋<br><input type="checkbox"/> 下着類<br><input type="checkbox"/> オムツ |
| <b>安全用品</b><br><input type="checkbox"/> 懐中電灯<br>※予備電池も<br><input type="checkbox"/> ヘルメット<br><input type="checkbox"/> 防災ずきん<br><input type="checkbox"/> 軍手<br><input type="checkbox"/> スリッパ<br><input type="checkbox"/> 笛やブザー<br>※居場所を知らせるもの<br><input type="checkbox"/> マッチ・ライター<br><input type="checkbox"/> 毛布・保温シート<br><input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ | <b>女性向け</b><br><input type="checkbox"/> 生理用品(生理1周期分)<br><input type="checkbox"/> おりものシート<br><input type="checkbox"/> 携帯用ビデ、軟膏<br><input type="checkbox"/> スキンケア用品<br>基礎化粧品等           |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

**定期的に点検を!** いざというときに支障がないように食品類の賞味期限や  
 持出用品の不備を定期的に点検しましょう。

## 備蓄品 ●少なくとも3日(できれば1週間)は自力で生活できるように準備

- ・飲料水 ※1人1日3ℓ
- ・食品 ※アルファ化米、長期保存食品など専用品の他、  
 下記ローリングストックの活用を
- ・給水用ポリタンク・バケツ
- ・カセットコンロ・ガスボンベ
- ・使い捨ての食器類
- ・食品用ラップ
- ・ランタン
- ・災害用トイレセット
- ・からだ拭きシート
- ・水のいらぬシャンプー
- ・ガムテープ
- ・ビニールシート



上記リストを参考に、特に乳幼児用品、高齢者用品等、災害時に配慮すべき方の用品も、家族構成に合わせて追加しましょう。

## ◆ ローリングストックについて

備蓄専用の保存食なども大切ですが、  
 普段から少し多めに食料品や日用品を買っておき、  
 使った分だけ新しく買い足していくことで、  
 常に一定量の備蓄を自宅に確保しておくことを  
 ローリングストックと言います。  
 日常生活の中に、非常備蓄を上手に組み込みましょう。

—対象品目の例—

- ペットボトルの水や飲み物、レトルト食品、
- インスタント食品、お菓子、乾麺、缶詰、乾物、漬物
- カセットコンロのボンベ、ウェットティッシュ、
- トイレトペーパー、食品用ラップ、ビニール袋、
- 乾電池、使い捨てカイロ





# 「情報伝達」～避難後の伝言・伝達方法～

## 避難後の伝言・伝達方法を知っておこう。

### 避難した後



避難所での  
掲示板



災害用伝言  
ダイヤル171



災害用伝言板

### 災害用伝言ダイヤル171

災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。被災地の方が、安否情報(伝言)を音声で録音することで、全国からその音声を再生することができます。



### 災害用伝言ダイヤルとは？

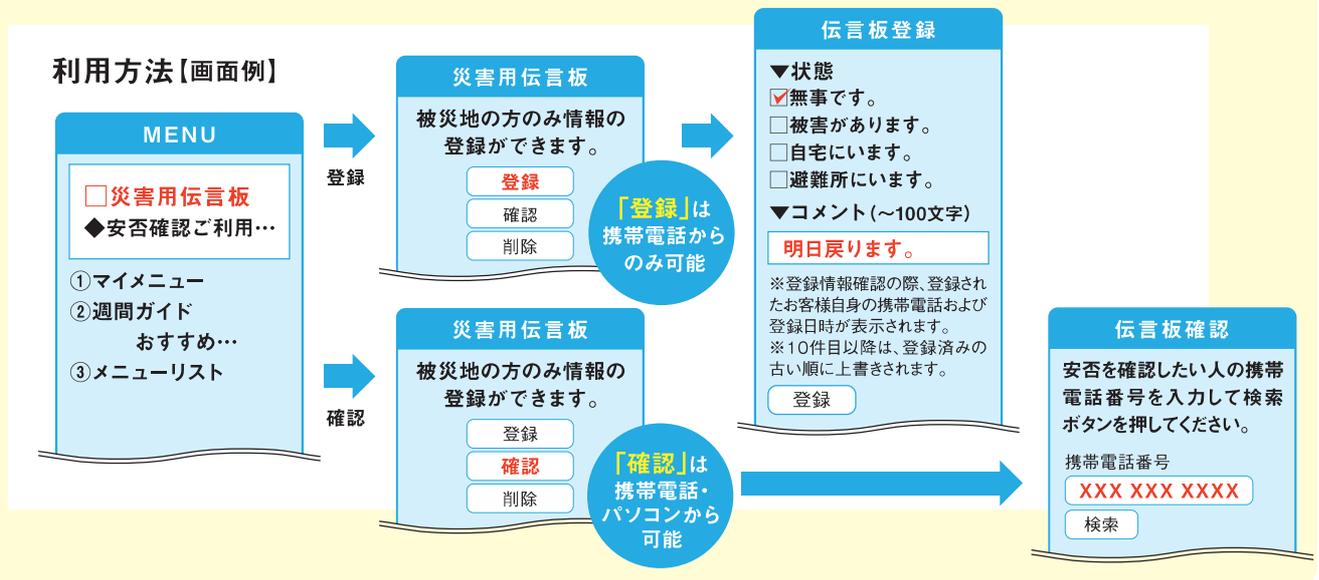
NTTでは、災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況の場合、被災地内の安否等の情報を音声で録音、再生する「災害用伝言ダイヤル」を設置します。NTT「災害用伝言板(web171)」との連携により、伝言内容を相互に確認が可能。「171」をダイヤルし利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行って下さい。

伝言保存期間	運用期間終了まで	利用可能電話	加入電話、ISNネット、公衆電話、ひかり電話からご利用できます。 ※ISNネット、ひかり電話でダイヤル式電話をお使いの場合にはご利用になれません。 ※携帯電話、他通信事業者の電話からのご利用については、ご契約の各通信事業者にお問い合わせ下さい。
伝言蓄積数	1電話番号あたり1~20件 (提供時にお知らせいたします)		
伝言内容	1伝言あたり30秒以内		

### 災害用伝言板 (携帯電話・スマートフォン)

携帯電話のインターネット接続機能で、被災地の方が文字でメッセージを登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できます。  
(スマートフォンでのご利用については、各社のページでご確認ください。)

#### 利用方法【画面例】





# 行政、学校、ライフライン、診療所・病院連絡先

## 行政関係機関

名 称	所 在 地	電話番号	お問い合わせ内容
川俣町役場	字五百田 30	024-566-2111 (代)	災害の各種情報伝達に関すること
中央消防署 南分署	字五百田 31	024-566-2145	火災、救助、救急 火災・災害情報テレホンサービス (024) 575-1119 自動案内
福島警察署 川俣分庁舎	鶴沢字下中島 20-2	024-566-3121 (代)	事故、交通
川俣分庁舎 山木屋駐在所	山木屋字大清水 3-5	024-563-2110	
中央公民館	字樋ノ口 11	024-565-2434	
鶴沢公民館	鶴沢字学校前 3-1	024-538-0030	
小神公民館	小神字曾利田 3-1	024-565-5092	
福沢公民館	西福沢字松川木 2-1	024-565-3625	
福田公民館	羽田字姥作 6-3	024-566-2785	
小島公民館	小島字町畑 8-1	024-566-3297	
飯坂公民館	飯坂字南古堂道内 4-1	024-565-2235	
大綱木公民館	大綱木字壱貫田 1-6	024-566-5900	
小綱木公民館	小綱木字脇 11	024-566-5200	
山木屋公民館	山木屋字小塚 5-8	024-563-2301	

## 学校関係機関

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
川俣小学校	字宮前 36	024-566-2022	
山木屋小学校	山木屋字小塚山 9-1	024-563-2101	
川俣中学校	字宮ノ脇 14	024-566-4111	
山木屋中学校	山木屋字小塚山 9-1	024-563-2104	

## ライフライン関係機関

名 称	名 称	電話番号	備 考
電 気	東北電力㈱福島営業所	0120-175-366	停電・緊急時
電 話	東日本電信電話㈱福島支店	113 (固定電話から) 0120-444-113 (携帯から)	電話の故障、電話線の垂れ下がり発見時など
水 道	川俣町建設水道課	024-566-2111 (代)	水道設備の故障等

## 診療所・病院関係機関

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
十二社内科外科	(福田地区) 羽田字十二社 5-1	024-597-8907	
あんざい整形外科クリニック	(鶴沢地区) 鶴沢字川端 28	024-565-3511	
済生会 川俣病院	(鶴沢地区) 鶴沢字川端 2-4	024-566-2323	
済生会 春日診療所	(川俣地区) 字五百田 20-1	024-566-2707	
佐藤医院	(川俣地区) 字五百田 20-9	024-566-2321	
鈴木内科医院	(川俣地区) 字新中町 21-3	024-565-2688	
むとうこどもクリニック	(川俣地区) 字瓦町 31	024-565-2435	
村上医院	(川俣地区) 字本町 44-1	024-565-3637	
山木屋診療所	(山木屋地区) 山木屋字大清水 2	024-563-2024	

# i 防災情報の提供について

災害の被害を最小限に食い止めるためにも、災害の情報は随時チェックするように心がけましょう。川俣町でも、インフォ@かわまた、防災行政無線などで情報の配信を行います。

## 緊急速報メール（エリアメール）について

**町**では、大雨による土砂災害・河川氾らんの危険性が高まっている時などに、株式会社NTTドコモが提供する「エリアメール」・KDDI株式会社とソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社が提供する「緊急速報メール」（以下、「エリアメール」と「緊急速報メール」を合わせて「緊急速報メール」という。）のサービスを活用し発信しています。

## 情報提供の内容について

緊急速報メールを受信すると専用着信音とポップアップ表示で、「避難情報」をお知らせします。緊急速報メールを受信したら、テレビやラジオなどから災害情報などの収集を行い、適切に避難して下さい。

※緊急性の高い情報を伝達するため、携帯電話端末をマナーモードなどに設定しても、音が出る仕組みとなっています。

## 緊急速報メール対応機器について

一部携帯電話端末を除いて、新たな手続きは必要ありません。なお、緊急速報メールを受信できない携帯電話端末もありますので、各携帯電話会社に問い合わせください。

## 受信範囲について

受信範囲は携帯電話基地局がカバーする電波エリアです。そのため、川俣町に限らず隣接する市町村の情報を受信する場合があります。また、町外においてはそのお出かけ先の市町村の情報を受信します。



## Jアラートに対応していないスマートフォンは？

「Yahoo!防災速報」は、Jアラートに対応したアプリで無料でインストールすることができます。また、これひとつで、国民保護情報、避難情報、地震情報、津波情報、豪雨予報、自治体からの緊急情報などの災害情報を取得することが可能です。今後、下記の「インフォ@かわまた」からも類似した災害情報を取得することが可能となります。

## 「インフォ@かわまた」における情報の提供について

### メール配信サービス「インフォ@かわまた」

町では、電子メールを利用して町民の皆さまへの暮らしの情報と災害情報などを提供する、お知らせメール配信サービスを行っております。

4つのカテゴリの情報を取得することができます！

- ① 一般お知らせ情報
- ② 空間放射線測定値情報
- ③ ごみ収集情報
- ④ 健康情報

### ■登録方法（登録は簡単です。）

infokawamata3@rakume.jpに空メールを送信していただくと仮登録完了メールが届きます。メール本文のURLにアクセスし、希望する情報を選択、登録することで登録完了になります。

※お問い合わせ先:政策推進課 デジタル推進室(TEL 024-566-2111)

登録お願いします！



川俣町のゆるキャラ「小手姫様」

# 「Ka-LINE(かりん)」 川俣町公式LINE

町では「LINE(ライン)」をプラットフォームとし、「インフォ@かわまた」と新たな機能を合わせ、川俣町公式LINE「Ka-LINE(かりん)」として新たな情報配信等サービスを運用しています。

今後、「Ka-LINE(かりん)」サービスには新たな機能も追加していきたいと考えておりますので、たくさんの皆様のご利用をお待ちいたしております。



※これまでの「インフォ@かわまた」サービスも継続しておりますので、引き続きご利用いただくことも可能です。

## Ka-LINE(かりん)で提供する機能

### (1)ホームページやSNSへのリンク

町公式ホームページやTwitter等へのリンクや、ホームページのキーワード検索などの機能を提供します

### (2)行政情報

町内の観光やスマホを使用したスタンプラリー、各種イベントの情報、新型コロナウイルス感染症に関する情報などの機能を提供します

### (3)オンラインサービス

これまでの「インフォ@かわまた」と同じ情報配信に加え、次のオンラインサービスを提供します

#### 【防災関係】

##### ①町防災行政無線での放送内容の視聴

町防災行政無線で放送した内容を、いつでもどこでも視聴いただけます。放送を聞き逃した場合や、町外にいる場合、また、文字でご覧いただきたい場合などにご利用ください

##### ②オンライン避難届

台風や地震等の災害時に避難していただく際、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、避難所での密が生じないよう、知人・友人宅や自動車など避難所以外への避難もお願いしているところですが、そのような場合にオンラインでも避難届を提出していただけるようにすることで、避難所以外に避難されている皆様への対応なども行えるようにするものです

#### Ka-LINE(かりん)の利用方法



次の、どちらかの方法により「ともだち」へ追加することでご利用いただけます

(1)左のQRコードを読み込んで登録する

(2)LINEのID検索から「@kawamatatown」で検索して登録する

## オンライン避難届



災害発生時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、避難所での密が生じないよう、知人・友人宅や自動車など避難所以外への避難もお願いしていますが、そのような場合にオンラインでも避難届を提出していただけるように「Ka-LINE(かりん)」では「オンライン避難届」機能を導入しています。

※災害発生時のみ入力画面が表示されます。

#### 避難届の提出

1

Ka-LINEのトーク画面の下部メニューの①「オンラインサービス」の②「防災関連(画面中央)」を選択し③「オンライン避難届」をタッチし入力画面を呼び出します。

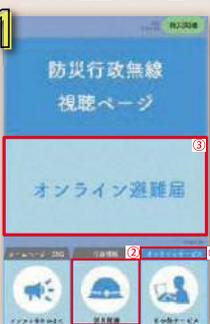
2

入力画面で①氏名②ふりがな③住所④避難先種別⑤避難先名⑥避難先住所⑦携帯電話番号⑧避難者総数・その他の欄を入力します。

3

確認画面で入力結果を再確認したあと送信ボタンを押す。その後、避難届受付完了のメッセージがKa-LINEのトーク画面で届きます。

1



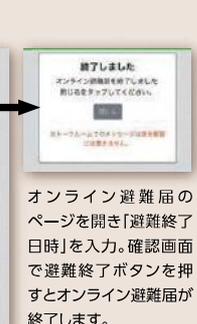
2



3



#### 避難終了届の提出



オンライン避難届のページを開き「避難終了日時」を入力。確認画面で避難終了ボタンを押すとオンライン避難届が終了します。

# わが家の「緊急・救急情報」防災メモ

非常時・緊急時に連絡してほしい方や、利用してもらいたい、わが家の情報です。  
災害時に救助の方や、緊急時に救急隊・医療機関などに情報を提供します。

## 家族の集合場所

集合場所	避難所・避難場所	連絡方法

## 家族の連絡先及び救急情報

氏名	続柄	電話番号(自宅・携帯)	電話番号(会社・学校)	生年月日	血液型	救急情報(持病・アレルギー・常備薬)
					型	
					型	
					型	
					型	
					型	
					型	
					型	

## 親族・知人

氏名	間柄	電話番号

## かかりつけ医療機関

医療機関名	電話番号

## 緊急ダイヤル

消防へ火事・救急・  
救助の連絡

**119**

警察へ事件・  
事故の連絡

**110**

海上の事件・  
事故の連絡

**118**



# ！感染症対策へのご協力をお願いします

## 避難所での感染症対策

大規模な地震や台風、豪雨などの風水害時や土砂災害時など、多くの住民が避難する大規模災害時の避難所は「**3密(密閉、密集、密接)**」状態になりやすい空間です。

そのため、飛沫感染や空気感染より感染が拡大する恐れがあることから、避難所にて感染症に「自分がかからない」ように手洗いを、また、かかっても「他人につさない」ために咳エチケットなどの感染症対策を行いましょ。

## 避難における感染症対策のポイント

### ① 避難先を検討しておきましょう

- 避難とは、「難」を「避」けることです。まずは、自宅の立地条件を確認し、自宅で安全が確保できる場合は、自宅にいるという選択(在宅避難)も検討しておきましょう。
- 安全が確保できる親戚や知人宅、ホテルなどへの避難も検討しておきましょう。
- やむを得ず車中泊する際は、周囲の安全確認を十分に行いましょう。

### ② 必要となるものを、できる限り持参しましょう。

- 備蓄品には限りがあります。感染防止や健康状態確認のために必要な物のほか、おのおのが必要となる物を持参しましょう。



他にも「タオル」「ビニール袋」「スリッパ」「服用中の薬」「スマートフォン・携帯電話」「防災ラジオ」「食料・飲料」など

### ③ 避難所での過ごし方

- 避難所に入る前に、受付での検温、体調チェックを行います。
- 毎日体温を測り、自身の健康状態を確認しましょう。
- 食事前、トイレ使用後など、頻繁にせっけん^①と水で手を洗いましょう。

## 感染症に備えて

## ～一人ひとりができる対策を知っておこう～

### ① 手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前には、爪は短く切っておきましょう。時計や指輪は外しておきましょう。



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

### ② 咳エチケット

### 3つの咳エチケット



マスクを着用する(口・鼻を覆う) ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う 袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする

### 正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う 2 ゴムひもを耳にかける 3 隙間がないよう鼻まで覆う



咳やくしゃみを手でおさえる

■ 感染症(新型コロナウイルス)に関する情報は厚生労働省ホームページで



# 避難場所・避難所について

## 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定します。(災害対策基本法第49条の4)

## 指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定します。(災害対策基本法第49条の7)

〈指定緊急避難場所と指定避難所との関係〉

指定避難所と指定緊急避難所とは、相互に兼ねることができる。(災害対策基本法第49条の8)

## 福祉避難所

災害時において、指定避難所での生活が困難な介護や特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある方などの要配慮者を受け入れるため、特別に開設される二次的避難所です。自宅等からの直接避難はできません。

## 災害種類別の避難所の考え方

地震災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎：鉄筋コンクリート構造かつ昭和56年以降に建築、または耐震工事完了</li> <li>○：木構造だが昭和56年以降に建築</li> </ul>
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎：浸水想定外かつ土砂災害警戒区域外かつ鉄筋コンクリート構造</li> <li>○：浸水想定外かつ土砂災害警戒区域外かつ木構造</li> </ul>
原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎：コンクリート屋内退避が可能な施設</li> <li>○：屋内退避が可能な施設</li> </ul>

## 適宜適切な避難を行うために、家族や地域で確認しましょう。

自然災害に対しては、自らの判断で避難行動をとることが原則です。

災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難指示等を発令します。自宅や学校・職場等にはそのような危険があるのか、指定している避難場所・避難所はどこなのか等について、あらかじめ確認・認識しておき、いざという時の避難行動について考えておきましょう。

## どこに避難したらいいの？

発生する災害種別に対して立退き避難が必要な場合には、当該災害に対応した指定緊急避難場所・指定避難所へ避難します。

ただし、既に周辺で災害が発生している場合など、立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行います。

## AEDとは？

### Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器)

突然心肺停止状態に陥ったとき、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態へ戻す、誰にでも簡単に取り扱える医療機器です。機器によって多少の操作方法の違いはありますが、AEDから音声によって操作・作業案内が流れますので、その指示に沿って取扱いが可能です。

**こんなときにAED!** ●意識がない ●呼吸をしていない など。

掲載以外にも設置されている場合があります。日常生活圏内の「AED」設置場所も確認しておきましょう！  
(注：その施設内でしか使用できない場合や使用可能な時間帯に制限がある場合があります。)



# 避難場所・避難所一覧

【注意】災害時は、全ての避難所を開設する訳ではありません。災害規模や状況に応じ避難所は開設されます。開設した場合には、防災無線等で皆さまへお知らせ致します。

令和5年1月現在

地区	No.	施設名	所在地	掲載頁	指定緊急避難場所	指定避難所	AED	地震災害	風水害	原子力災害
川俣	1	川俣町役場	字五百田30	P.29・36	○	○	○	◎	◎	◎
	2	(旧)川俣南小学校	字川原田46	P.30・36・37	○	○	○	◎		◎
	3	川俣南幼稚園	字仲ノ内2-6	P.29・36・37	○	○	○	◎		◎
	4	いきいき荘	字川原田19-2	P.30・36・37		○	○	◎		◎
	5	大作集会所	字大作9-1	P.30・36・37		○		○	○	○
	6	瓦町コミュニティ消防センター	字瓦町24	P.30・36		○		○	○	○
	7	すみよし保育園	字五百田21-1	P.30・36	○	○	○		○	○
	8	川俣町商工会	字八反田23	P.30・36	○	○			◎	◎
	9	中央公民館	字樋ノ口11	P.29・36		○	○	◎	◎	◎
	10	保健センター	字樋ノ口12	P.29・36		○	○	◎	◎	◎
	11	川俣中学校	字宮ノ脇14	P.29・36	○	○	○	◎	◎	◎
	12	川俣小学校	字宮前36	P.30・36	○	○	○	◎		◎
	13	本町コミュニティ消防センター	字中島6-12	P.30・36・37		○		○	○	○
鶴沢	14	富田幼稚園	鶴沢字苗田25-4	P.29・36	○	○	○	◎	○	○
	15	(旧)富田小学校	鶴沢字林山18	P.36	○	○	○	◎	◎	◎
	16	道の駅川俣(駐車場部分)※1	鶴沢字東13-1	P.36	○					
	17	からりこ館	鶴沢字東13-1	P.36		○		◎	◎	◎
	18	鶴沢公民館	鶴沢字学校前3-1	P.36		○	○	◎	◎	◎
小神	19	小神公民館	小神字曾利田3-1	P.36		○	○	○	○	○
	20	小神コミュニティ消防センター	小神字曾利田4-1	P.36		○		○	○	○
東福沢	21	川俣町体育館	東福沢字万所内山2-3	P.29・36	○	○	○	◎	◎	◎
	22	川俣町合宿所	東福沢字万所内山2-4	P.29・36		○	○	○		○
	23	福沢多目的集会所	東福沢字一反田111	P.36		○			○	○
	24	農村広場	東福沢字坊ノ入	P.36	○					
	25	上中コミュニティ消防センター	東福沢字杉ノ内15-1	P.36		○		○	○	○
	26	東福沢消防コミュニティセンター	東福沢字糠戸内8-1	P.36		○		◎	◎	◎
西福沢	27	羽山の森美術館	西福沢字山柵内20	P.36	○	○	○		◎	◎
	28	福沢公民館	西福沢字松川木2-1	P.36		○	○	○	○	○
	29	西方コミュニティ消防センター	西福沢字白子田3-1	P.35		○		○	○	○
	30	栗和田コミュニティ消防センター	西福沢字北ノ入84-2	P.39		○		○	○	○
羽田	31	(旧)福田小学校	羽田字山ノ坊15	P.31	○	○	○	◎		◎
	32	福田公民館	羽田字姥作6-3	P.31		○	○		○	○
	33	羽田上組コミュニティ消防センター	羽田字卵塔久保14-3	P.31		○		○	○	○
秋山	34	秋山集会所	秋山字仲田2-1	P.31		○		○	○	○
	35	芦沼田コミュニティ消防センター	秋山字柳田6-1	P.31		○		○		○
	36	秋山上東コミュニティ消防センター	秋山字岩田3-1	P.31		○		○	○	○
小島	37	おじまふるさと交流館	小島字町畑12	P.32・33	○	○	○	◎	◎	◎
	38	小島公民館	小島字町畑8-1	P.32・33		○	○	○	○	○
	39	小島コミュニティ消防センター	小島字風呂ヶ前8	P.33		○		○	○	○
	40	小島田代コミュニティ消防センター	小島字田代前9-1	P.34		○		○	○	○
飯坂	41	(旧)飯坂小学校	飯坂字南古堂道内5	P.37	○	○	○	◎		◎
	42	飯坂公民館	飯坂字南古堂道内4-1	P.37		○	○	◎		◎
	43	飯坂コミュニティ消防センター	飯坂字橋本20-7	P.37		○		○		○
	44	下戸集会所	飯坂字エミ堂3-5	P.37		○		○		○
大綱木	45	大綱木下組集会所	大綱木字大小町10-4	P.40		○		○	○	○
小綱木	46	小綱木公民館	小綱木字脇11	P.41		○	○	○		○
	47	小綱木コミュニティ消防センター	小綱木字岩下6-1	P.42		○		○	○	○
	48	仲田多目的集会所	小綱木字仲田11-3	P.37		○		○		○
山木屋	49	山木屋公民館	山木屋字小塚5-8	P.44・45		○	○		○	○
	50	山木屋診療所	山木屋字大清水2	P.44・45		○			○	○
	51	山木屋小中学校	山木屋字小塚山9-1	P.44・45	○	○	○	◎	◎	◎
	52	山木屋四区コミュニティ消防センター	山木屋字世戸四山11-3	P.44		○		○	○	○
	53	山木屋乙八区コミュニティ消防センター	山木屋字坂下19-3	P.45		○		○	○	○
	54	山木屋地区復興拠点商業施設(とんやの郷)(駐車場部分)※1	山木屋字日向40-1	P.44・45	○		○			

※ 1 No.16 道の駅川俣、No.54 山木屋地区復興拠点商業施設(とんやの郷)は、駐車場部分のみ緊急避難場所として使用

# i 各種ハザード情報について

## 土砂災害警戒・特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき指定された区域

### 【区域の定義】

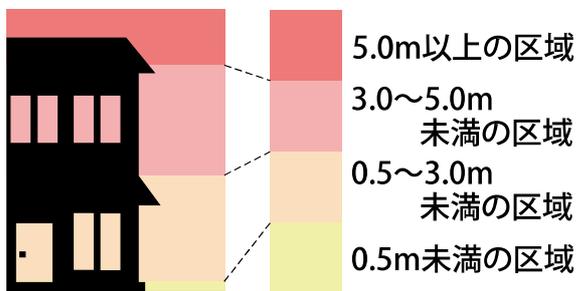
急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域（第6条）

土石流 特別警戒区域	
土石流 警戒区域	
急傾斜 特別警戒区域	
急傾斜 警戒区域	

## 洪水浸水想定区域

### 【説明】

- (1) この防災マップで示している洪水浸水想定区域のハザード情報は、広瀬川の洪水予報区間及び水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した区域図です。
- (2) この洪水浸水想定区域は、指定時点の広瀬川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により広瀬川等が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。



### 危険水位について

広瀬川（観測所名：川俣）		
水位	危険度レベル	（単位：m）
氾濫危険水位	危険度レベル4	3.90
避難判断水位	危険度レベル3	3.60
氾濫注意水位	危険度レベル2	2.00
水防団待機水位		1.20

## 家屋倒壊等氾濫想定区域

### 【説明】

- (1) この防災マップで示している家屋倒壊等氾濫想定区域のハザード情報は、広瀬川の洪水予報区間及び水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を表示した区域図です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、指定時点の広瀬川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により広瀬川の河岸の浸食幅及び氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
- (4) また、この家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。

	家屋倒壊（氾濫流）		バッファゾーン
	家屋倒壊（河岸浸食）		浸水深の指定はありませんが 浸水の恐れがあるエリア